

財政的援助団体等監査の結果（令和6年3月4日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和4年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島高速道路公社	令和5年12月1日	令和5年11月16日	実地
2	広島県土地開発公社	令和5年12月25日	令和5年11月21、 22日	実地
3	広島県道路公社	令和5年12月25日	令和5年11月21、 22日	実地
4	広島県住宅供給公社	令和5年12月25日	令和5年11月21、 22日	実地
5	公益財団法人広島県スポーツ振興財団	令和5年12月22日	令和5年12月1日	実地
6	公益財団法人ひろしま文化振興財団	令和5年12月22日	令和5年11月14日	実地
7	公益財団法人広島県下水道公社	令和6年1月16日	令和5年12月19日	実地
8	公益財団法人ひろしま産業振興機構	令和6年1月17日	令和5年11月28、 29日	実地
9	公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団	令和6年1月24日	令和5年12月21日	実地

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
10	一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会	令和6年3月4日	令和5年12月20日	書面
11	社会福祉法人広島県福祉事業団	令和6年1月18日	令和5年12月12、13、14日	実地
12	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	令和5年12月4日	令和5年11月16日	実地
13	株式会社ひろしま港湾管理センター	令和5年12月26日	令和5年12月5、6日	実地
14	一般財団法人野呂山観光開発公社	令和6年3月4日	令和5年12月7日	書面
15	公益社団法人福山観光コンベンション協会	令和6年3月4日	令和5年12月7日	書面
16	一般社団法人広島県栽培漁業協会	令和6年3月4日	令和5年12月5日	書面
17	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会	令和6年3月4日	令和5年10月30日	書面
18	イズミテクノ・RCC文化センター・シンコースポーツ共同企業体	令和6年3月4日	令和5年11月16日	書面
19	RCCホールマネジメントグループ	令和6年3月4日	令和5年12月5日	書面
20	広島県民文化センターふくやま共同企業体	令和6年3月4日	令和5年12月7日	書面
21	ビルックス株式会社	令和6年3月4日	令和5年12月12日	書面
22	堀田・誠和共同企業体	令和6年3月4日	令和5年12月13日	書面

4 委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、公益財団法人ひろしま産業振興機構の監査について山下委員を、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の監査について奥委員を、監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島高速道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市東区温品一丁目8番23号
- ・ 代表者 理事長 熊谷 鋭
- ・ 設 立 平成9年6月3日
- ・ 役職員 (令和5年9月末日現在)
役員8人(うち常勤4人)、職員77人(うち常勤77人、県派遣職員21人)
- ・ 主な事業 指定都市高速道路の新設、改築、維持、その他の管理及び国土交通省、広島県、広島市、西日本高速道路株式会社等からの受託事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和4年度
業務収入 A	12,541,100
業務費用 B	5,296,523
一般管理費 C	389,515
業務利益 D (A - B - C)	6,855,062
業務外収益 E	62,405
業務外費用 F	936,699
経常利益 G (D + E - F)	5,980,768
特別利益 H	0
特別損失 I	0
特定準備金計上 J	5,980,768
税金等調整前当期純利益 K (G + H - I - J)	0
資産合計 L (M + N)	412,115,256
負債合計 M	323,976,183
(うち、特別法上引当金等)	90,786,604
資本合計 N	88,139,073
(うち、基本金)	88,004,600
(うち、剰余金)	134,473

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金88,004,600,000円のうち、44,002,300,000円(50%)を出資(令和5年3月末現在)

(所管課 土木建築局道路河川管理課)

(イ) 特別転貸債による貸付 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

- ・貸付金残高 17,025,503,590 円 (令和5年3月末現在)
- ・貸付の対象 高速道路建設事業資金

(ウ) 債務保証 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

- ・債務保証残高 98,362,464,397 円 (令和5年3月末現在)
- ・保証の対象 国、地方公共団体金融機構、市中銀行等からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

財務諸表における会計処理について

令和4年度決算報告書の貸借対照表において、剰余金を「利益剰余金」として純資産に計上している。「地方道路公社法」では、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、「準備金」として整理することとされており、また、財務及び会計に関する基準である「広島高速道路公社会計規程」では、「償還準備金」として負債勘定に計上するとされていることから、適正な勘定科目への振替を検討していただきたい。

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る取組状況】

公社は、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて再発防止策を実施するとともに、令和2年12月に策定した「公社改革の方向性」に沿って、具体的な取組を実行している。

当監査委員は、令和2年1月以降、4回の監査を実施し、その結果を取りまとめて公社に対して意見を述べたところである。今回の監査において確認された公社の取組状況は次のとおりであり、再発防止の取組や「公社改革の方向性」に掲げる取組が着実に実施されている。

理事長のリーダーシップの下、役職員一丸となってこれらの取組を自律的に進め、県民・市民に信頼される公社となるよう、引き続き広島県や広島市と連携しながら取り組んでいただきたい。

ア 再発防止策の実施状況について

公社では、これまで進めてきた再発防止策を「公社改革の方向性」に含めて取組を継続している。

外部有識者で組織する入札監視委員会において、令和5年2月及び8月に半期ごとの契約を審議し、いずれも適正に行われているとの評価を受けている。

また、職員の能力や意識の向上を図るため、コンプライアンス研修や各種専門研修に職員

を積極的に参加させている。

加えて、「公社改革の方向性」の実施状況や今後の進め方を随時公表しており、公社として県民・市民への説明責任を果たしながら、経営陣が先頭に立って公社改革の実現に向けて取り組んでいる。

イ 公社の意識改革について

公社経営の品質を向上させ、県民・市民に信頼される公社ブランドの構築を目指す「公社改革の方向性」と、公社の目指す将来像を描いた「広島高速道路公社グランドデザイン」により公社の意識改革に向けた取組の具体的な方向性を示し、昨年度から継続的にプロパー職員の管理・監督職への登用や若手職員の計画的採用など、主体性のある組織づくりや職員の人材育成を図っている。

ウ 公社のガバナンスの確立と内部統制の推進について

公社では、従来の再発防止策に加え、ガバナンスの確立を図るため、公社を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる強靱な組織力の構築に向け継続的に取り組んでいる。

令和3年4月以降、公社運営に係る重要事項の意思決定機関である経営会議や、経営会議に諮る審議事項を検討する部会が定期的で開催され、意思決定プロセスの明確化や迅速化等が図られている。

また、内部統制を推進するため、監査室において会計監査及び業務監査を実施し、指摘等に対する措置状況の報告を求め、その結果を経営会議に報告するなど監理体制の強化を図っている。

2 広島県土地開発公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。
- ・所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・代表者 理事長 藤原 直樹
- ・設立 昭和 48 年 3 月 31 日
- ・役職員（令和 5 年 9 月 30 日現在）
役員 12 人（うち常勤 3 人）
職員 9 人（非常勤職員を含む。）
- ・主な事業 公有地取得事業、土地造成事業、附帯等事業
- ・その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県道路公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和 4 年度
売上高 A	2,070,908
売上原価 B	2,048,391
販売費・一般管理費 C	61,409
営業利益（損失） D (A - B - C)	▲38,892
営業外収益 E	90,321
営業外費用 F	0
経常利益（損失） G (D + E - F)	51,429
特別利益 H	0
特別損失 I	5,855,078
当期純利益（損失） J (G + H - I)	▲5,803,650
資産合計 K (L + M)	26,716,407
負債合計 L	11,615,447
資本合計 M	15,100,960
（うち基本金（資本金））	30,000
（うち剰余金（累積欠損金）等）	15,070,960

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

（ア）基本財産 30,000,000 円の全額を出資（所管課 土木建築局用地課）

（イ）債務保証（所管課 土木建築局都市計画課）

- ・債務保証残高 58,536,295 円

- ・保証の対象 県土地開発公社が行う国交省補助事業（街路）の用に供するための公共用地の取得に係る金融機関からの長期借入金

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 広島県道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県の区域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 藤原 直樹
- ・ 設 立 昭和 56 年 3 月 30 日
- ・ 役職員 (令和 5 年 9 月 30 日現在)
役員 7 人 (うち常勤 3 人)
職員 17 人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 安芸灘大橋有料道路の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和 4 年度
業務収入 A	519,317
業務費用 B	506,280
一般管理費 C	106,502
業務利益 (損失) D (A - B - C)	▲93,465
業務外収入 E	139,774
業務外費用 F	0
経常利益 (損失) G (D + E - F)	46,309
特別利益 H	0
特別損失 I	0
特定準備金計上 J	46,309
当期純利益 (損失) K (G + H - I - J)	0
資産合計 L (M + N)	13,430,673
負債合計 M	9,580,673
(うち、特別法上の引当金等)	9,421,070
資本合計 N	3,850,000
(うち、基本金 (資本金))	3,850,000
(うち、剰余金 (累積欠損金) 等)	0

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（令和5年3月31日現在）

（ア）基本財産 3,850,000,000 円的全額を出資（所管課 土木建築局道路河川管理課）

（イ）債務保証 該当なし

（2）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 広島県住宅供給公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 藤原 直樹
- ・ 設 立 昭和 41 年 3 月 31 日
- ・ 役職員 (令和 5 年 9 月 30 日現在)
役員 9 人 (うち常勤 3 人)
職員 26 人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡、宅地の賃貸、管理及び譲渡
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県道路公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令 和 4 年 度
事業収益 A	1,684,782
事業原価 B	1,285,935
一般管理費 C	111,757
事業利益 (損失) D (A - B - C)	287,090
その他経常収益 E	35,717
その他経常費用 F	76,179
経常利益 (損失) G (D + E - F)	246,628
特別利益 H	0
特別損失 I	3,203
当期純利益 (損失) J (G + H - I)	243,425
資産合計 K (L + M)	20,816,579
負債合計 L	9,141,662
資本合計 M	11,674,918
(うち、基本金 (資本金))	10,000
(うち、剰余金 (累積欠損金) 等)	11,664,918

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

基本財産 10,000,000 円のうち、8,300,000 円を出資 (所管課 土木建築局住宅課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 公益財団法人広島県スポーツ振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広く広島県民のスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツに取り組む意欲を高揚させるとともに、地域のスポーツの振興と競技力の向上を図ることを目的とする。
- ・ 所在地 広島市中区基町4番1号（広島県立総合体育館内）
- ・ 代表者 理事長 池田 晃治
- ・ 設立 昭和63年8月10日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和5年10月31日現在）
評議員5名、理事11名、監事2名
職員2名（非常勤）
- ・ 主な事業 指導者養成事業、大規模競技大会開催事業、スポーツキャンペーン等開催事業、地域スポーツ振興事業への助成

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分	令和4年度
経常収益 A	14,171
経常費用 B	15,804
当期経常増減額 C (A - B)	▲1,633
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲1,633
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲1,633
資産合計 J (K + N)	1,061,440
負債合計 K	1,217
指定正味財産 L	1,037,504
（うち、基本財産充当額）	1,037,504
一般正味財産 M	22,719
正味財産合計 N	1,060,223

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 1,037,504,000 円のうち 800,004,000 円（77.1%）を出捐（令和5年10月31日現在）（所管課 地域政策局スポーツ推進課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 事務局職員の給与について

令和4年10月1日以降、事務局職員の給与が最低賃金を下回っていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	最低賃金法第4条
-----	----------

イ 支出額の誤りについて

郵送料に係る支出額を誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

ウ 契約に係る事務処理について

次の契約において、予定価格を定めていなかった。適正な事務処理に努められたい。

件 名	・パソコンリース（令和3年度から令和8年度） ・プリンター購入（令和3年度）
根 拠	公益財団法人広島県スポーツ振興財団財務規程第33条

6 公益財団法人ひろしま文化振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 県民の生活の中に芽ばえる幅広い文化諸活動に対し、経済的に援助すること等により、心豊かなうるおいのある地域社会の創造に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町一丁目5番3号 広島県民文化センター内
- ・代表者 理事長 小田 宏史
- ・設立 昭和54年3月23日（平成21年4月1日公益財産法人へ移行）
- ・役職員（令和5年9月30日現在）
役員15人（うち常勤1人）、職員10人（非常勤職員を含む。）
- ・主な事業 文化活動への助成・顕彰事業、地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集・提供事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和4年度
経常収益 A	55,308
経常費用 B	55,733
当期経常増減額 C (A - B)	▲425
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲425
当期指定正味財産増減額 H	▲961
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲1,386
資産合計 J (K + L)	548,222
負債合計 K	14,283
指定正味財産	529,293
（うち、基本財産充当額）	(529,293)
一般正味財産	4,647
（うち、基本財産充当額）	0
正味財産合計 L	533,940

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 529,292,548 円のうち 440,000,000 円 (83.1%) を出捐（令和5年3月31日現在）（所管課 環境県民局文化芸術課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 公益財団法人広島県下水道公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うこと。
- ・ 所在地 広島市南区向洋沖町1番1号
- ・ 代表者 理事長 上仲 孝昌
- ・ 設立 昭和56年8月1日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和5年10月31日現在）
役員15人（うち常勤2人）、職員36人（うち県派遣職員10人）
- ・ 主な事業 下水道に係る水質管理、下水道技術者の育成、下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究、下水道知識の普及及び啓発、流域下水道の処理施設の運転及び維持管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和4年度
経常収益 A	4,203,530
経常費用 B	4,211,793
当期経常増減額 C (A-B)	▲8,263
経常外収益 D	19,415
経常外費用 E	19,415
当期経常外増減額 F (D-E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	▲8,263
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G+H)	▲8,263
資産合計 J (K+N)	1,141,367
負債合計 K	1,037,262
指定正味財産 L	79,000
（うち、基本財産充当額）	79,000
一般正味財産 M	25,105
正味財産合計 N (L+M)	104,105

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産79,000,000円のうち、39,500,000円（50%）を出捐（令和5年4月1日現在）
（所管課 上下水道部流域下水道課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 公益財団法人ひろしま産業振興機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 産学官の協同体制により、県内産業の技術の高次化を促進するとともに、新事業の創出、中小企業等の経営・技術革新、経営基盤の強化、国際化対応等を総合的に支援することにより、企業の活性化を図り、もって地域産業の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・代表者 理事長 池田 晃治
- ・設立 昭和58年11月24日（平成22年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・役員（令和5年9月末現在）
役員23人（うち常勤7人）
職員91人（非常勤職員を含む。）
- ・主な事業 創業・経営革新等の支援、技術研究開発の支援及び技術交流の促進、大学等の研究成果及び特許の技術移転の促進、高度産業人材等の育成、取引先開拓の支援、経営・技術等に係る産業情報の収集・提供、資金等の支援、国際ビジネスの支援、公の産業振興施設の指定管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和4年度
経常収益 A	1,304,099
経常費用 B	1,337,132
当期経常増減額 C (A - B)	▲33,033
経常外収益 D	27,798
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	27,798
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲5,235
当期指定正味財産増減額 H	▲19,542
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲24,777
資産合計 J (K + L)	10,120,566
負債合計 K	8,009,871
指定正味財産	1,146,081
うち、基本財産充当額	126,200
一般正味財産	964,614
正味財産合計 L	2,110,694

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産126,200,000円のうち66,000,000円を出捐

(令和5年9月30日現在) (所管課 商工労働局商工労働総務課)

(イ) 補助金及び負担金 385,832,069 円を交付 (令和4年度)

- a 令和4年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
 - ・補助額 63,897,303 円
 - ・交付の目的 中小企業・ベンチャーに対する事業化・市場化(新事業展開、経営革新等)の支援
 - ・補助対象経費 中小・ベンチャー企業成長支援事業、情報創造提供事業、チーム型支援事業及び中小企業技術・経営力評価制度活用促進事業を実施するための経費

- b 令和4年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
 - ・補助額 56,750,000 円
 - ・交付の目的 中小企業・ベンチャー総合支援センターの管理運営に対する助成
 - ・補助対象経費 中小企業・ベンチャー総合支援センターの運営を行う職員の人件費(給料、諸手当、共済費等及び退職手当引当金等)

- c 令和4年度地域共同研究プロジェクト推進事業補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
 - ・補助額 27,357,000 円
 - ・交付の目的 産学官共同の研究開発の支援及び技術交流の促進により、県内産業の技術の高度化に資する
 - ・補助対象経費 当該事業に従事する職員給与費、資料作成費及び事務室使用料等の経費

- d 令和4年度中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
 - ・補助額 18,517,412 円
 - ・交付の目的 中小・ベンチャー企業に対する新事業展開・第2創業の支援
 - ・補助対象経費 助成事業企業の選定等の管理運営及び助成事業企業に対する助成のための経費

- e 令和4年度ものづくり価値創出支援補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
 - ・補助額 12,175,000 円
 - ・交付の目的 製造業者等を対象とした応用開発・実用化開発支援
 - ・補助対象経費 事業管理機関が行う代表事業者単独又は開発グループにおける研究開発の進行管理等に要する経費

- f 令和4年度広島県中小企業知財支援センター事業費補助金を交付

- (所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 7,337,959 円
 - ・交付の目的 中小企業の技術や研究成果の発掘・活用提案に要する経費に対する支援
 - ・補助対象経費 当該事業に従事する職員給与費及び資料作成費等の経費
- g 令和4年度広島県下請企業振興事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 32,820,183 円
 - ・交付の目的 下請中小企業に対する取引先開拓の支援
 - ・補助対象経費 取引先開拓支援のため実施する指導員等の設置に関する事業（人件費）、中小企業振興のための調査又は情報の収集若しくは提供事業（専門調査員等の謝金、旅費、資料等作成、通信費、会議費等）などに要する経費
- h 令和4年度ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 15,917,299 円
 - ・交付の目的 業務改善活動や中長期的な成長活動を指導できる人材の育成等することにより、企業の生産性向上や新事業展開等を推進する
 - ・補助対象経費 IoT 等を活用した現場改善を推進できる人材の育成塾運営等に要する経費（人件費、講師謝金、旅費、委託費等）
- i 令和4年度自動車関連産業クラスター支援事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 37,304,949 円
 - ・交付の目的 県内の自動車関連産業の振興支援
 - ・補助対象経費 コーディネーター等の人件費、企業・市場調査に必要な旅費、専門家派遣、委託費等の経費
- j 令和4年度新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 94,867,958 円
 - ・交付の目的 自動車メーカーの技術ニーズと部品企業の技術シーズを中心にした技術構想の企画、将来技術の芽の創出のための探索的な実験等の実施
 - ・補助対象経費 トライアル・ラボ運営費（需用費）、研究資金、研究員の人件費、調査活動に係る旅費
- k 令和4年度国際経済交流支援負担金を交付
(所管課 商工労働局県内投資促進課)
- ・負担額 18,887,006 円
 - ・交付の目的 県内企業に対する国際ビジネスの支援

- ・補助対象経費 海外事務所等の運営及び国際経済交流支援事業に要する経費、事務所の運営に要する経費への負担金

(ウ) 損失補償（損失補償残高合計 49,547,138 円（令和5年3月31日現在））

a 広島県設備資金貸付事業損失補償（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・損失補償残高 7,340,809 円
- ・損失補償の内容 設備資金貸付事業の貸付金に係る損失補償

b 広島県設備貸与事業損失補償（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・損失補償残高 42,206,329 円
- ・損失補償の内容 設備貸与事業の貸与料に係る損失補償

(エ) 貸付金（貸付金残高合計 5,339,398,000 円（令和5年3月31日現在））

a 被災中小企業施設・設備整備支援事業（貸付事業）

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 740,843,000 円
- ・貸付の目的 平成30年7月豪雨により被災した中小企業等に対してグループ補助金の自己負担分を無利子で貸し付けを行う
- ・貸付の対象 被災中小企業施設・設備整備支援事業の貸付原資

b 被災中小企業施設・設備整備支援事業（管理事業）

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 4,598,555,000 円
- ・貸付の目的 被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するにあたり運用益を事務費等の財源とする
- ・貸付の対象 グループ補助金無利子貸付管理事業基金の造成

(オ) 公の施設の指定管理者（広島県立広島産業会館については今回監査の対象外）

- ・施設名 広島県立産業技術交流センター
- ・所在地 広島市中区千代田町三丁目7番47号
- ・指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 410,000,000 円
（うち令和4年度管理費用 82,000,000 円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 研修室・会議室等（5室）、多目的ホール（318m²）、事務室（1室）、駐車場（85台）等
- ・利用状況（令和4年度）

研修室利用件数	1,123 件
入居団体数	9 団体
駐車場利用台数	35,669 台

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9 公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 原子爆弾被爆者を援護し、その福祉の向上を図ることを目的とし、広島県及び広島市設置の福祉施設の受託運営を行う。
- ・ 所在地 広島市安佐北区倉掛三丁目 50 番 1 号
- ・ 代表者 理事長 國重 俊彦
- ・ 設立 昭和 44 年 3 月 31 日
- ・ 役職員 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
 役員 8 人 (非常勤含む。) 職員 199 人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 広島原爆養護ホーム「舟入むつみ園」、「神田山やすらぎ園」、「倉掛のぞみ園」の受託運営事業、原爆被爆者の相談事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分		令和 4 年度
経常収益	A	2,374,887
経常費用	B	2,450,812
当期経常増減額	C (A - B)	▲75,926
経常外収益	D	0
経常外費用	E	0
当期経常外増減等	F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	▲75,926
当期指定正味財産増減額	H	0
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	▲75,926
資産合計	J (K + N)	1,620,812
負債合計	K	1,075,181
指定正味財産	L	1,382,900
(うち、基本財産充当額)		(1,382,900)
一般正味財産	M	▲837,269
正味財産合計	N (L + M)	545,631

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 (定期預金) 1,100,000 円のうち 500,000 円 (45.5%)、(土地) 1,381,800,000 円のうち 393,200,000 円 (28.5%) を出捐 (令和 5 年 12 月) (所管課 健康福祉局被爆者支援課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営安定、果実の需要の拡大等を図るための事業等を実施し、これを通じて果樹農業者の経営の安定を図る。
- ・ 所在地 東広島市河内町入野 11631 番 13 号
- ・ 代表者 理事長 牧本 祐一
- ・ 設立 昭和 47 年 12 月 10 日
- ・ 役職員 (令和 5 年 12 月 20 日現在)
役員 8 人 (うち常勤 2 人)、職員 3 人
- ・ 主な事業 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業
果樹先導的取組支援事業
令和 3 年度果樹気象災害対応緊急支援事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和 4 年度
経常収益 A	7,241
経常費用 B	9,908
当期経常増減額 C (A - B)	▲2,667
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲2,667
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲2,667
資産合計 J (K + L)	117,668
負債合計 K	100,000
指定正味財産	0
(うち、基本財産充当額)	0
一般正味財産	17,668
正味財産合計 L	17,668

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産等 100,000,000 円のうち 25,000,000 円 (25.0%) を出資

(令和 5 年 12 月 20 日現在)

(所管課 農林水産局農業経営発展課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 社会福祉法人広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、かつ、その有する能力に応じて、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することにより、広く広島県民の福祉の福祉の向上と増進に寄与する。
- ・ 所在地 東広島市西条町田口 295 番 3
- ・ 代表者 理事長 安永 裕司
- ・ 設 立 昭和 39 年 4 月 30 日
- ・ 役職員 (令和 5 年 10 月 31 日現在)
 役員 8 人 (うち常勤 2 人)
 職員 667 人 (非常勤等を含む)
- ・ 主な事業 広島県立障害者リハビリテーションセンターなどの管理運営 (指定管理者) 等

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和 4 年度
事業活動収入 A	6,352,891
事業活動支出 B	6,349,942
事業活動資金収支差額 C (A - B)	2,949
その他の収益 D	63,028
その他の費用 E	99,572
事業活動外資金収支差額 F (D - E)	▲36,544
当期資金収支差額 G (C + F)	▲33,595
資産合計 H (I + J)	2,881,201
負債合計 I	1,228,444
純資産 J	1,652,758
(うち、基本金)	10,000
(うち、当期活動収支差額)	▲19,815

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 10,000,000 円の全額を出資 (令和 5 年 12 月 14 日現在)

(所管課 健康福祉局障害者支援課)

(イ) 補助金・交付金

- a 令和 4 年度女性医師等就労環境整備事業補助金を交付

- (所管課 健康福祉局医療介護基盤課)
- ・ 交付額 1,615,000 円
 - ・ 交付の目的 子育て中の女性医師新規採用支援
 - ・ 補助対象経費 短時間正規雇用の勤務形態により勤務する女性医師等の人件費
- b 令和4年度広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）（新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業）を交付
(所管課 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当)
- ・ 交付額 16,756,000 円
 - ・ 交付の目的 新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を整備
 - ・ 補助対象経費 病床確保料
- c 令和4年度広島県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業補助金を交付
(所管課 健康福祉局障害者支援課)
- ・ 交付額 17,571,683 円
 - ・ 交付の目的 障害福祉職員給与を3%程度引き上げるための補助
 - ・ 補助対象経費 福祉・介護職員の人件費
- d 令和4年度広島県新型コロナウイルス感染症に係る障害者福祉サービス事業所等のサービス継続事業補助金を交付
(所管課 健康福祉局障害者支援課)
- ・ 交付額 5,382,000 円
 - ・ 交付の目的 感染者等が発生した場合において、感染拡大防止対策の徹底や障害福祉サービスを継続して提供
 - ・ 補助対象経費 建物の消毒・清掃費用等
- e 令和4年度広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）（新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業）を交付
(所管課 健康福祉局ワクチン政策担当)
- ・ 交付額 200,000 円
 - ・ 交付の目的 新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進
(対象期間中1日50回以上の接種実施で1日当たり10万円補助)
- f 令和4年度県立医療型障害児入所施設整備事業に係る改修工事に伴う医療センター2病棟減収額の補償負担
(所管課 健康福祉局障害者支援課)
- ・ 交付額 291,525,000 円
 - ・ 交付の目的 改修工事に伴う2病棟の休床に係る減収額の補填
 - ・ 補助対象経費 2病棟減収額

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 施設の概要

施設名	定員等 (令和4年度)	管理費用 (令和4年度)
広島県立障害者リハビリテーションセンター (東広島市西条町)		
医療センター (診療部門)	入院 160 床	(管理費用) 162,449,000 円
高次脳機能センター	入院 40 床 (再掲)	
若草園 (医療型障害児入所施設・療養介護) (医療型児童発達支援センター)	入所 60 人 通所 10 人	
若草療育園 (医療型障害児入所施設・療養介護)	入所 53 人	
あけぼの (障害者支援施設)	入所 60 人 日中 80 人	
スポーツ交流センター (身体障害者福祉センター)	—	
広島県立福山若草園 (福山市水呑町)		
福山若草育成園 (医療型児童発達支援センター)	通所 20 人	(管理費用なし)
福山若草療育園 (医療型障害児入所施設・療養介護)	入所 54 人	
広島県立障害者療育支援センター (東広島市八本松町)		
松陽寮 (障害者支援施設)	入所 148 人 日中 163 人	(管理費用なし)
わかば療育園 (医療型障害児入所施設・療養介護)	入所 50 人	

b 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

c 所管課 健康福祉局障害者支援課

d 利用状況 (令和 4 年度) ※監査対象施設のみ記載

(a) 広島県立障害者リハビリテーションセンター

【若草園】

入所 (定員 60 人)				通所 (定員 10 人)	
一般入所		親子入所		人数	延人数
人数	延人数	人数	延人数		
39.3 人	14,350 人	0.7 人	268 人	6.2 人	1,480 人

(人数は月平均契約児・措置児数)

【若草療育園】

入所 (定員 53 人)
52.0 人

(人数は月平均契約児・措置児数)

(b) 広島県立福山若草園

【福山若草育成園】

通所 (定員 20 人)		外来	
人数	延人数	1 日平均	延人数
19.4 人	632 人	医科 69.3 人	17,537 人
		歯科 8.1 人	2,054 人

(通所人数は月平均契約児・措置児数)

【福山若草療育園】

入所（定員 54 人）	
53.7 人	（人数は月平均契約児・措置児数）

(c) 広島県立障害者療育支援センター

【松陽寮】

入所（定員 148 人）	日中（定員 163 人）	
140 人	24 人	（人数は月平均契約者数）

【わかば療育園】

入所（定員 50 人）	外来		50 人	（入所人数は月平均契約児・措置児数）
	1 日平均	延人数		
	医科 52.3 人	12,707 人		
	歯科 7.1 人	185 人		

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 会議室の利用に係る事務処理について

障害者療育支援センターにおける会議室の利用に当たり、療育支援センター宿泊施設等利用申請書が提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県立障害者療育支援センター使用規則第3条第3項
----	---------------------------

イ 契約事務について

指定管理施設の修繕業務において、発注・契約決裁書等による意思決定を経ることなく発注し、支払事務が行われていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第74条第1項 社会福祉法人広島県福祉事業団事務の一部を施設の長に委任する規程第2条
----	---

【改善を求める事項】

ア 宿泊施設等の利用料金の徴収に係る事務処理について

各施設の宿泊施設、会議室及び研修室の利用料金の徴収に当たっては、「広島県福祉事業団債権管理及び徴収に関する事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づき事務処理を行うこととされているが、要領制定以降、県の条例や規則にあわせた改正が行われておらず、対象施設の名称や納入帳票の様式などが、県の条例や規則と整合しない状況となっていた。適切に事務処理が行えるよう、要領の適時、適切な見直しに努める必要がある。

施設名	障害者リハビリテーションセンター 宿泊施設 福山若草園 宿泊施設 障害者療育支援センター 宿泊施設、会議室及び研修室
-----	--

イ 利用者からの預り金の適正管理について

障害者療育支援センター松陽寮における利用者からの預り金については、「利用者預り金の管理及び取扱い要綱」（以下「要綱」という。）を定め、適正に管理することとされている。要綱に基づき、利用者の預り金の一部を購入基金としているが、毎月末日における精算及び管理責任者への報告を行っていないなど、事務が適切に行われていなかった。

こうしたことから、けん制機能を有効に機能させるため、要綱に定める事務を着実に実施することにより、適切な管理・運用に努める必要がある。

【検討要請事項】

ア 債権管理事務について

債権管理について、滞納が長期化した場合の手順書として、「広島県福祉事業団債権管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が定められているが、1年以上債権管理に係る取組が行われていないものなど、長期化した滞納に対して、マニュアルに定められた対策が講じられていないものが見受けられた。

このため、各施設での債権管理の状況を把握し、徴収促進に努めるとともに、効率的な事務処理が行えるよう、実務に即したマニュアルの見直しも検討していただきたい。

イ 内部統制の取組について

今回の監査において、指定管理施設の修繕業務について、発注・契約決裁書等による意思決定を経ることなく発注し、支払事務が行われていたものや、発注・契約決裁書が重複して作成されていたものが見受けられた。発注から支出に係る事務が適正に執行されるよう、業務体制を踏まえた事務処理方法やチェック体制の見直しなど、内部統制が有効に機能するよう、組織的な取組について検討していただきたい。

12 株式会社ひろしまイノベーション推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 企業が成長性の高い新たな事業展開等を図ろうとする際に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源を提供することにより、企業の成長を支援し、将来にわたって新たな雇用の創出や県内所得の拡大等を図る。
- ・ 所在地 広島市中区袋町3番17号
- ・ 代表者 代表取締役社長 熊谷 賢一
- ・ 設立 平成23年5月24日
- ・ 役職員（令和5年10月31日現在）
 役員5人（うち常勤1人）
 職員8人
- ・ 主な事業 成長が見込まれる企業の発掘及び当該企業への投資検討
 投資先企業に対する経営参加型の支援

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分		令和4年度
売上高	A	240,454
売上原価	B	5,697
販売費及び一般管理費	C	215,145
営業利益	D (A - B - C)	19,612
営業外収益	E	249
営業外費用	F	4,126
経常利益	G (D + E - F)	15,734
特別利益	H	0
特別損失	I	0
税引前当期純利益	J (G + H - I)	15,734
法人税等	K	3,450
法人税等調整額	L	1,079
当期純利益	M (J - K - L)	11,205
資産合計	N (O + P)	408,955
負債合計	O	84,273
純資産合計	P (Q + R + S)	324,681
(資本金)	Q	(50,000)
(剰余金等)	R	(274,682)
(評価・換算差額等)	S	(0)

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円 (100%) を出資 (令和 5 年 10 月 31 日現在)

資本準備金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円 (100%) を出資 (令和 5 年 10 月 31 日現在) (所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 株式会社ひろしま港湾管理センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 港湾施設及び漁港施設の管理運営、港湾施設・漁港施設・建物等の保守等の維持管理、舟艇の賃貸・保管及びメンテナンスなどの業務を営むことを目的とする。
- ・ 住 所 広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号
- ・ 代表者 代表取締役社長 甲田 良憲
- ・ 設 立 平成 2 年 4 月 2 日
(平成 13 年 1 月 26 日広島湾海洋開発株式会社から商号変更)
- ・ 役職員 (令和 5 年 10 月末日現在)
役員 14 人 (うち常勤 5 人)
職員 27 人 (うち県派遣職員 2 人)
- ・ 主な事業 港湾施設、漁港施設、マリーナ施設の管理運営 (指定管理者) 等

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和 4 年度
売上高 A	2, 134, 513
売上原価 B	1, 875, 144
販売費及び一般管理費 C	225, 600
営業利益 D (A - B - C)	33, 767
営業外収益 E	8, 732
営業外費用 F	18, 256
経常利益 G (D + E - F)	24, 243
特別利益 H	57
特別損失 I	255
税引前当期純利益 J (G + H - I)	24, 045
法人税、住民税及び事業税 K	11, 301
法人税等調整額	▲2, 518
当期純利益	15, 261
資産合計 L (M + N)	2, 860, 930
負債合計 M	1, 446, 625
純資産合計 N	1, 414, 304
(資本金)	(1, 000, 000)
(利益剰余金)	(414, 304)

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 1, 000, 000, 000 円のうち 510, 000, 000 円 (51%) を出資

(所管課 土木建築局港湾振興課)

(イ) 公の施設の指定管理者

a 施設名 一般港湾施設

- ・指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 3,270,000,000円
(うち、令和4年度管理費用 623,029,000円)
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況(請求件数) (令和5年10月末現在)

区 分	件数(件)
入港	3,803
係留	4,125
可動橋	0
荷役機械	32
荷捌地	170
上屋	352
野積場	998
水面貯木場	0
給水	319
港湾施設用地	67
PBS(プレジャーボートスポット)	-
港湾環境整備施設	0
港湾管理施設	28
駐車場	153,713
旅客施設	0
目的外	1,099
その他	0
合 計	164,706

b 施設名 広島観音マリーナ

- ・指定期間 平成28年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用なし(令和4年度の県への納付額19,000,000円)
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況 (令和5年10月末現在)

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	255	57	22.4
陸上保管	112	97	86.6
ディンギー(陸上)	210	244	116.2
合 計	577	398	69.0
ビジター	-	72	-

(注) ディンギーは、ジュニア用を除く。

c 施設名 広島地域マリーナ施設

- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用なし（令和 4 年度の県への納付額 21,000,000 円）
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況（令和 5 年 10 月末現在）

○五日市漁港フィッシャリーナ

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	536	145	20.9
陸上保管	167	127	75.4
合 計	703	247	35.1
ビジター	—	35	—

○廿日市ボートパーク

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	575	470	81.7

○五日市プレジャーボートスポット

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	69	48	69.6

○坂プレジャーボートスポット

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	24	22	91.7

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 一般財団法人野呂山観光開発公社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 野呂山公園施設等指定管理者業務
- ・ 所在地 呉市川尻町板休 5502 番 37
- ・ 代表者 理事長 渡邊 正弘
- ・ 設 立 昭和 43 年 4 月 30 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 野呂山公園施設
- ・ 所在地 呉市川尻町板休
- ・ 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 24,404,000 円
(うち、令和 4 年度管理費用 4,886,000 円)
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課
- ・ 利用状況 (令和 4 年度) (単位：人)

区 分		利用者数
オートキャンプ場	宿泊利用	3,213
	一時使用	1,382
シャワー		625
合 計		5,220

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 公益社団法人福山観光コンベンション協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県宮鞆町鍛冶駐車場指定管理業務
- ・所在地 福山市西町二丁目10番1号
- ・代表者 会長 林 克士
- ・設立 昭和46年11月8日（平成24年4月1日 公益社団法人へ移行）

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県宮鞆町鍛冶駐車場
- ・所在地 福山市鞆町鞆字鍛冶町150番43外
- ・指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 42,616,074円
(うち、令和4年度管理費用 8,905,698円)
- ・所管課 土木建築局道路河川管理課

ウ 利用状況（令和4年度）

広島県宮鞆町鍛冶駐車場 (規模：230台)	
入庫台数（一般車）	1日平均
19,932台	54.6台

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16 一般社団法人広島県栽培漁業協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 水産動物等の種苗生産、育成及び配布
栽培漁業及び水産資源の維持増大に関する技術の開発並びに知識の普及啓発
広島県栽培漁業センターの管理運営の受託
- ・ 所在地 竹原市高崎町字西大乘新開 185 番地の 12
- ・ 代表者 理事長 宮林 豊
- ・ 設 立 昭和 55 年 11 月 1 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 広島県栽培漁業センター
- ・ 所在地 竹原市高崎町字西大乘新開 185 番地の 12
- ・ 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 325,093,000 円
(うち、令和 4 年度管理費用 64,699,000 円)
- ・ 所管課 農林水産局水産課
- ・ 利用状況

魚種名	サイズ	配布実績 (令和 4 年度)
三倍体マガキ	コレクター 3mm	1,422.03 (千枚)
	一粒 10mm	274.8 (千個)
	一粒 1.5 mm	1,580 (千個)
ガザミ	全甲幅 10mm	1,195.5 (千尾)
	全甲幅 5 mm	1,350 (千尾)
マダイ	平均全長 12mm	1,380 (千尾)
アユ	平均体重 0.5g	1,360 (千尾)
ヨシエビ	平均全長 12mm	810 (千尾)
	平均全長 25mm	18.8 (千尾)
メバル	平均全長 25mm	356.7 (千尾)
	平均全長 35mm	100 (千尾)
オニオコゼ	平均全長 30mm	281.6 (千尾)
キジハタ	平均全長 50mm	90.3 (千尾)
カサゴ	平均全長 25mm	227.9 (千尾)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県立視覚障害者情報センター、障害者支援施設などの運営
- ・住所 広島市東区戸坂千足二丁目1番5号
- ・会長 橘高 則行
- ・設立 昭和47年5月16日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県立視覚障害者情報センター
- ・所在地 広島市東区戸坂千足二丁目1番5号
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 176,675,000円
(うち、令和4年度管理費用34,666,000円)
- ・所管課 健康福祉局障害者支援課
- ・利用状況

区 分	蔵書数 (令和4年度末現在)	貸出数 (令和4年度)
点字図書	11,440 タイトル	242 タイトル
テープ図書	12,016 タイトル	350 タイトル
デージー図書	10,183 タイトル	18,006 タイトル
一般CD図書	68 タイトル	216 タイトル
雑誌(点字・デージー・CD等)	199 タイトル	13,348 タイトル

注 デージー図書とは、視覚障害等により活字による読書が困難な方のために作成されたデジタル録音図書の国際標準規格。音声デージー、マルチメディアデージー、テキストデージーなどの種類があり、専用の機器や再生ソフトで再生する。

・ボランティア登録状況 (令和5年3月31日現在)

- 点訳ボランティア 103名
- 音訳ボランティア 129名
- 拡大字化・テキスト化ボランティア 9名
- テキストデージー制作ボランティア 9名
- 館内作業 1名

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 イズミテクノ・RCC文化センター・シンコースポーツ共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県立びんご運動公園の管理業務
- ・所在地 広島市西区商工センター二丁目3番1号
- ・代表者 株式会社イズミテクノ 代表取締役 本田 雅彦
- ・設立 平成27年9月25日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県立びんご運動公園
- ・所在地 尾道市栗原町997
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 834,000,000円
(うち、令和4年度管理費用166,720,000円)
- ・所管課 土木建築局都市環境整備課
- ・利用状況(令和4年度)

利用者数				
健康スポーツセンター	プール	陸上競技場	テニスコート	球技場
99,311人	51,209人	32,702人	74,198人	26,681人
オートキャンプ場	野球場	無料施設		合計
4,008人	43,489人	176,829人		508,427人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

19 R C Cホールマネジメントグループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 広島県立文化芸術ホール施設指定管理者業務
- ・ 所在地 広島市中区橋本町5番11号
- ・ 代表者 株式会社R C C文化センター 代表取締役社長 出田 秀
- ・ 設立 平成23年4月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 広島県立文化芸術ホール
- ・ 所在地 広島市中区白島北町19番1号
- ・ 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用なし（令和4年度の県への納付額10,425,616円）
- ・ 所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 利用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入場者数	47,566人	115,956人	259,962人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

利用許可に関する事務処理について

施設及び附属設備の利用許可において、利用料金の後納や利用許可書の不交付など、広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例や広島県立文化芸術ホール管理規則の規定と異なる取扱いが見受けられた。

施設の利用目的や利用者の利便性を踏まえ、規定と実際の事務処理が整合するよう、所管課と協議する必要がある。

20 広島県民文化センターふくやま共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 指定管理者事業
- ・ 所在地 福山市東桜町7番1号
- ・ 代表者 菅波楽器株式会社 代表取締役 菅波 康郎
- ・ 設 立 令和3年3月16日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 広島県民文化センターふくやま
- ・ 所在地 福山市東桜町1番21号
- ・ 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 285,000,000円
(うち、令和4年度管理費用57,000,000円)
- ・ 所管課 環境県民局文化芸術課
- ・ 利用状況 (令和4年度)

区分	利用率
ホール	62.0%

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

県有備品の管理について

広島県民文化センターふくやまの管理に関する基本協定書により、管理費用及び利用料金収入で購入した物品が広島県物品管理規則に定める備品に該当するときは、速やかに県に報告するものとされているが、報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県民文化センターふくやまの管理に関する基本協定書第18条1項
-----	----------------------------------

21 ビルックス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 総合建物管理事業、警備保安事業、建築営繕工事事業、宅地建物取引事業、指定管理者管理事業など
- ・ 所在地 呉市阿賀南一丁目8番49号
- ・ 代表者 代表取締役社長 藤井 聖
- ・ 設立 昭和44年7月16日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

- ・ 施設名 県営住宅 呉地区
- ・ 管理対象地域 呉市
- ・ 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 430,966,000円（うち緊急修繕費52,475,000円）
〔うち、令和4年度管理費用 84,568,000円
（うち緊急修繕費10,495,000円）〕
- ・ 所管課 土木建築局住宅課
- ・ 利用状況

県営住宅の入居状況

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B/(A-C) \times 100$
令和4年度末	964戸	715戸	151戸	87.9%
令和5年10月末日現在	964戸	712戸	162戸	88.8%

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22 堀田・誠和共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 県営住宅の維持・修繕・入居者管理など県営住宅の管理運営業務
- ・ 所在地 尾道市新浜一丁目14番11号
- ・ 代表者 株式会社堀田組 代表取締役 河本 泰行
- ・ 設立 平成18年4月21日

イ 公の施設の管理状況

(ア) 三原地区

- ・ 施設名 県営住宅 三原地区
- ・ 管理対象地域 三原市
- ・ 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 359,475,000円（うち緊急修繕費52,475,000円）
〔うち、令和4年度管理費用 68,119,000円
（うち緊急修繕費10,495,000円）〕
- ・ 所管課 土木建築局住宅課
- ・ 利用状況

県営住宅の入居状況

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B / (A - C) × 100
令和4年度末	769戸	463戸	156戸	75.5%
令和5年10月末日現在	769戸	460戸	159戸	75.4%

(イ) 尾道地区

- ・ 施設名 県営住宅 尾道地区
- ・ 管理対象地域 尾道市
- ・ 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 332,825,000円（うち緊急修繕費52,475,000円）
〔うち、令和4年度管理費用 65,305,000円
（うち緊急修繕費10,495,000円）〕
- ・ 所管課 土木建築局住宅課
- ・ 利用状況

県営住宅の入居状況

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B / (A - C) × 100
令和4年度末	696戸	475戸	136戸	84.8%
令和5年10月末日現在	654戸	456戸	105戸	83.1%

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。